

改正後	現行
浦添市地域公共交通会議設置要綱 制定平成 29 年 8 月 23 日 改正平成 29 年 12 月 5 日 改正令和 3 年 9 月 24 日 (目的) 第 1 条 浦添市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。 (協議事項) 第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。 (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項 (2) 市営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項 (交通会議の構成員) 第 3 条 交通会議の委員は、次に掲げる者とし、その役職については別表 1 のとおりとする。 (1) 浦添市長又はその指名する者 (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者 (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者又はその指名する者 (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者 (5) 一般乗用旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者又はその指名する者 (6) 市民又は利用者の代表 (7) 内閣府沖縄総合事務局運輸部長又はその指名する者 (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者 (9) 道路管理者又はその指名する者 (10) 浦添警察署長又はその指名する者 (11) 学識経験者 (12) 前各号に掲げる者のほか、交通会議が必要と認める者 (任期) 第 4 条 委員の任期は、2 年とする。 ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任することができる。	浦添市地域公共交通会議設置要綱 制定平成 29 年 8 月 23 日 改正平成 29 年 12 月 5 日 (目的) 第 1 条 浦添市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。 (協議事項) 第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。 (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項 (2) 市営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項 (交通会議の構成員) 第 3 条 交通会議の委員は、次に掲げる者とし、その役職については別表 1 のとおりとする。 (1) 浦添市長又はその指名する者 (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者 (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者又はその指名する者 (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者 (5) 一般乗用旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者又はその指名する者 (6) 市民又は利用者の代表 (7) 内閣府沖縄総合事務局運輸部長又はその指名する者 (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者 (9) 道路管理者又はその指名する者 (10) 浦添警察署長又はその指名する者 (11) 学識経験者 (12) 前各号に掲げる者のほか、交通会議が必要と認める者 (任期) 第 4 条 委員の任期は、2 年とする。 ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任することができる。

改正後	現行
(交通会議の運営) 第5条 交通会議に会長をおき、主宰者である浦添市の中からこれを定める。 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。 3 副会長は、あらかじめ会長が指名し、会長に事故がある場合には、その職務を代理する。 4 交通会議は、構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。 5 構成員については、交通会議に代理人を出席させることができる。 6 交通会議の議事は、出席した構成員及び代理人の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。 7 前項の場合において、会長は、構成員として議決に加わる権利を有しない。 8 交通会議は、原則として公開とする。 9 会長は、必要があると認められるときは、構成員以外のものに対し、交通会議に出席して、その意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。 10 交通会議の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。 (協議結果の取扱い) 第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。 (その他) 第7条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。 附則 この要綱は、平成29年8月23日から施行する。 附則 この要綱は、平成29年12月5日から施行する。 附則 この要綱は、令和3年9月24日から施行する。	(交通会議の運営) 第5条 交通会議に会長をおき、主宰者である浦添市の中からこれを定める。 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。 3 副会長は、あらかじめ会長が指名し、会長に事故がある場合には、その職務を代理する。 4 交通会議は、構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。 5 構成員については、交通会議に代理人を出席させることができる。 6 交通会議の議事は、出席した構成員及び代理人の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。 7 前項の場合において、会長は、構成員として議決に加わる権利を有しない。 8 交通会議は、原則として公開とする。 9 会長は、必要があると認められるときは、構成員以外のものに対し、交通会議に出席して、その意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。 10 交通会議の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。 (協議結果の取扱い) 第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。 (その他) 第7条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。 附則 この要綱は、平成29年8月23日から施行する。 附則 この要綱は、平成29年12月5日から施行する。

改正後				現行			
別表 1（第 3 条関係）				別表 1（第 3 条関係）			
浦添市地域公共交通協議会構成員名簿				浦添市地域公共交通協議会構成員名簿			
	役職名	所 属	備 考		役職名	所 属	備 考
1	会長	浦添市 副市長		1	会長	浦添市 副市長	
2	委員	内閣府沖縄総合事務局南部国道事務所		2	委員	内閣府沖縄総合事務局南部国道事務所	
3	〃	沖縄県土木建築部中部土木事務所		3	〃	沖縄県土木建築部中部土木事務所	
4	〃	内閣府沖縄総合事務局 運輸部 企画室		4	〃	内閣府沖縄総合事務局 運輸部 企画室	
5	〃	内閣府沖縄総合事務局 運輸部 陸上交通課		5	〃	内閣府沖縄総合事務局 運輸部 陸上交通課	
6	〃	沖縄県 企画部 交通政策課		6	〃	沖縄県 企画部 交通政策課	
7	〃	沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課 都市モノレール室		7	〃	沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課 都市モノレール室	
8	〃	沖縄都市モノレール株式会社		8	〃	沖縄都市モノレール株式会社	
9	〃	浦添警察署		9	〃	浦添警察署	
10	〃	一般社団法人沖縄県バス協会		10	〃	一般社団法人沖縄県バス協会	
11	〃	那覇バス株式会社		11	〃	那覇バス株式会社	
12	〃	琉球バス交通株式会社		12	〃	琉球バス交通株式会社	
13	〃	沖縄バス株式会社		13	〃	沖縄バス株式会社	
14	〃	東陽バス株式会社		14	〃	東陽バス株式会社	
15	〃	一般社団法人沖縄県ハイヤー・タクシー協会		15	〃	一般社団法人沖縄県ハイヤー・タクシー協会	
16	〃	株式会社沖東交通		16	〃	株式会社グラント交通	
17	〃	ひまわりタクシー株式会社		17	〃	ひまわりタクシー株式会社	
18	〃	私鉄沖縄県労働組合連合会		18	〃	私鉄沖縄県労働組合連合会	
19	〃	学識経験者		19	〃	学識経験者	
20	〃	社会福祉法人 浦添市社会福祉協議会		20	〃	社会福祉法人 浦添市社会福祉協議会	
21	〃	浦添市老人クラブ連合会		21	〃	浦添市老人クラブ連合会	
22	〃	浦添市自治会長会		22	〃	浦添市自治会長会	
23		浦添市婦人連合会		23		浦添市婦人連合会	
24	〃	浦添市女性団体連絡協議会		24	〃	浦添市女性団体連絡協議会	
25	〃	浦添市観光協会		25	〃	浦添市観光協会	
26	〃	浦添商工会議所		26	〃	浦添商工会議所	
27	〃	浦添市 都市建設部長		27	〃	浦添市 都市建設部長	
28	事務局長	浦添市都市計画課		28	事務局長	浦添市都市計画課	
29	事務局	浦添市都市計画課都市交通企画係		29	事務局	浦添市都市計画課都市交通企画係	